# 教育委員会日程

- 1 日 時 令和7年8月21日(木) 午前10時00分から
- 2 場 所 教育委員会室
- 3 日 程

### 議決事項

- 第1 議案第36号 教育委員会関係予算案の作成に伴う意見聴取について
- 第2 議案第37号 行政財産(旧向島中学校)の用途廃止について
- 第3 議案第38号 令和8年度使用墨田区立特別支援学級用教科用図書採択について
- 第4 議案第39号 いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生に係る報告について
- 第5 議案第40号 墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会への諮問について

# 報告事項

- 第1 教育課題の進捗状況について(資料1)
- 第2 教育財産の取得について(資料2)

議案第37号

行政財産(旧向島中学校)の用途廃止について

上記の議案を提出する。

令和7年8月21日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤裕之

(提案内容)

別紙のとおり用途廃止する。

(提案理由)

旧向島中学校の校舎等について、今後、新たな建物利用が見込めないことから、解体する必要があるため、墨田区公有財産管理規則第2条第10号の規定による行政財産の用途廃止を行う必要がある。

# 行政財産(旧向島中学校校舎等)の用途廃止について

## 1 用途廃止の理由

旧向島中学校は、平成25 (2013)年3月に鐘淵中学校との統合により閉校となり、10年が経過している。今後、新たな建物利用が見込めないことから、校舎等を解体する予定であるため、用途廃止を行う。

# 2 用途廃止をする財産の表示

名称	種類	所在	種目・構造	数量
旧向島中学校 校舎			事務所建 (鉄筋コンクリート造)	4, 834. 11 m²
旧向島中学校 プール付属更衣室・機械室	建物		雑屋建 (コンクリートブロック造)	76. 16 m²
旧向島中学校 倉庫			倉庫建 (コンクリートブロック造)	18. 60 m²
旧向島中学校 門			門	3対のうち 2対
旧向島中学校 プール		墨田区東向島四丁目 18番9号(住居表示)	貯水池	1面
旧向島中学校 塀	工作物		カュこしい	400.27mの うち250m
旧向島中学校 自転車置き場			雑工作物	1式
旧向島中学校 防球フェンス			カュこしい	70. 20m
旧向島中学校 立木	立木		樹木	697本の うち461本

<sup>※</sup>体育館棟については、区営運動場として引き続き活用する予定である。

3 用途廃止後の措置(予定)

昭和24年 4月 開校

平成25年 3月 閉校

令和 7年10月 解体工事着手

令和 9年 3月 解体工事完了

4 用途廃止日

令和7年8月21日

5 関係図面

別紙のとおり

7墨企フ財第320号 令和7年7月30日

墨田区教育委員会 御中

ファシリティマネジメント担当部長 江波戸 史恭 (公印省略)

墨田区公有財産管理運用委員会の答申について(同意)

令和7年6月23日付け7墨教庶第675号により協議があった行政財産の 用途廃止について、墨田区公有財産管理運用委員会へ諮問し、下記のとおり答申 があったので同意する。

記

- 1 諮問内容議案第2号 行政財産の用途廃止について(旧向島中学校)
- 2 答申内容 議案第2号は、原案のとおり可決された。
- 3 その他

墨田区公有財産管理規則第6条第2項第2号の規定により、用途廃止後、建物の取壊しが完了するまで、墨田区教育委員会が引き続き当該財産を管理するものとする。

## 【担当】

企画経営室ファシリティマネジメント担当 財産管理課 立野(内線3755)

# 墨田区公有財産管理運用委員会 議案

# 議案第2号 行政財産の用途廃止について(旧向島中学校)

# 1 提案理由

教育委員会が所管する旧向島中学校の建物等について、老朽化及び東向島北公園の 移転整備に伴い解体・撤去する予定であるため、当該財産の用途廃止について墨田区 公有財産管理規則第40条第4号の規定に基づき本会の議に付するものである。

# 2 財産の表示

名称	種類	所在	種目・構造	数量
旧向島中学校 校舎			事務所建 (鉄筋コンクリート造)	4, 834. 11 m²
旧向島中学校 プール付属更衣室・機械室	建物		雑屋建 (コンクリートブロック造)	76. 16 m²
旧向島中学校 倉庫			倉庫建 (コンクリートブロック造)	18. 60 m²
旧向島中学校 門			門	3対のうち 2対
旧向島中学校 プール		墨田区東向島四丁目 18番9号(住居表示)	貯水池	1面
旧向島中学校 塀	工作物		カュこい	400.27mの うち250m
旧向島中学校 自転車置き場			雑工作物	1式
旧向島中学校 防球フェンス			カュこしい	70. 20m
旧向島中学校 立木	立木		樹木	697本の うち461本

※体育館棟については、区営運動場として引き続き活用する予定である。

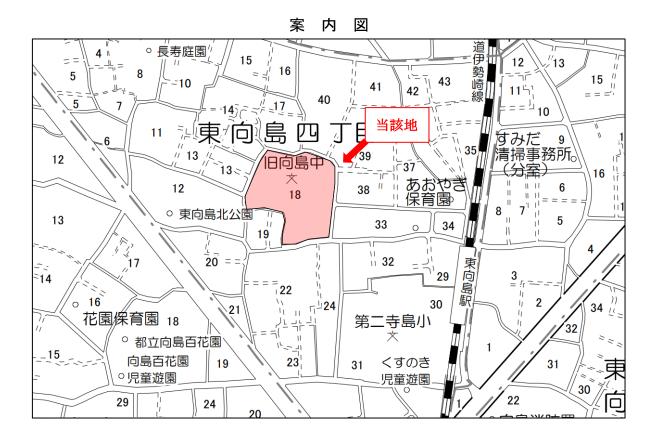
# 3 経緯・計画(予定)

昭和 2 4年4月開校平成 2 5年3月閉校令和7年 1 0月解体着工令和9年3月解体完了

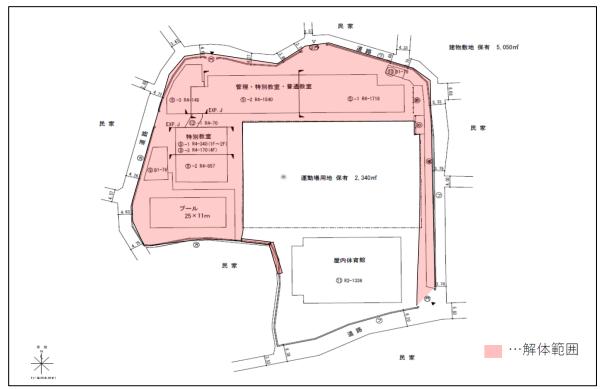
# 4 用途廃止日

令和7年8月(予定)

## 別紙



配置図



議案第38号

令和8年度特別支援学級用教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

令和7年8月21日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤裕之

(提案内容)

別紙のとおり採択する。

(提案理由)

学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第139条の規定により、墨田区立小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書を採択する必要がある。

### 令和8年度特別支援学級用教科用図書採択について

## 1 採択の時期

墨田区立小・中学校特別支援学級の教科用図書について、毎年当該教科用図書を使用する前年度の8月31日までに、墨田区教育委員会が採択する。

### 2 採択の原則

特別の教育課程を編成し指導する特別支援学級においては、検定教科書又は 文部科学省著作教科書を使用することが原則であるが、教科により当該学年の 検定教科書又は文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、これらに替わる適切な一般図書を使用することができる。

### (1) 検定教科書を使用する場合

墨田区立学校の通常の学級と同一の検定教科書を使用する。

教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でないとき は、検定教科書の学年を下げたもの(中学校では小学校用教科書も可)を 使用する。

### (2) 文部科学省の著作教科書を使用する場合

教科により検定教科書を使用することが適当できないときは、特別支援 学校用の文部科学省著作教科書の中から使用する。

当該学年用の文部科学省著作教科書を使用することが適当でないとき は、文部科学省著作教科書の学年を下げたもの(中学校では小学校用教科 書も可)を使用する。

### (3) 一般図書を使用する場合

教科により検定教科書及び文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、学校教育法附則第9条による教科書(以下「一般図書」という)を使用することができる。

# 令和7年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

No. 1

課題No	. 1	事業名 不	登校防止対策	<b>東の充実</b>						主管課	指	導室
	4月	5 月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月
	■校内スモー ルステップル ―――― 一ムの運用			■支援員 一 へのヒア ー リング					■支援員 へのヒア リング			■支援員 へのヒア リング
!	■校内別室 学級の運用 ■巡回教員											
行計画	■の ■ソワ派 ■なる 対 コ コ コ コ コ コ コ カ コ カ コ カ カ カ す タ 連 状分 の 現 ・ も の 現 ・ も の ま 、 の ま 、 の ま 、 が の あ 、 が あ が る る る る る る る る る る る る る	_ ■連絡会 の実施 					■連絡会 _ の実施					■連絡会 の実施
<b>生</b> 捗	<u> </u>											
実績	一校校在巡巡ス学教・・現の内の籍回回ク校育教す状のでである。■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	モ 宝 室 学 会 の の の の の の の の の の の の の	ルワーカーの沂 ス対応	注 徒の支援 送堤中学校) 生 11 名、 2 年 外の中学校 9 杉 造 (7月 28 日実が - ムの運用	之) <u>(</u>	年生9名)						

※進捗 ○:順調、×:遅延、△:その他()

# 令和7年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

No. 2

課題	No. 2	事業名	墨田区学力向上	新3か年計画	〕(第3次)」	の推進及び第	4次計画の策算	定		主管課	すみだ教	育研究所
	4月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月
	「墨田区学	之力向上新3;	か年計画(第3	次)」の推進								
執行計画	■学査■習■らへ一■か■クーチ遣全習 墨状教児のジ学えすートャ国状 田況育童メ発習りみルテーーが、区額長生ッ出ふ間だサィののが、のでは、おいばなり、おいばなり、おいばなりのでは、おいばないが、これが			■イ成 事けん 事に が発 は、 の集 長生 のの発 もし のののののののののののののののののののののののののののののののののの	■ 会報告· 会報告· 世祖 会報 是 我 是 我 是 我 是 我 是 我 是 我 是 我 是 我 是 我 是	■(習結■ヒ■イ信■か会田況)カリ導ト 習り期間 向グの集 ふ間告学者 上 ポ配り	調表■推■ら及へ 査 学進教児びの ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			■ら及のジ■マト習■か育・教児びメ発学ネ推状学えります。 向メ校調ぶ関リ カシ はいいい しょう しょうしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	•	
		学力向上新3%	か年計画(第4	次)」の策定								
	■計画策定 検討会(第1 回)		■ 計画 推進 事業調査	■計画策定 検討会(第2 回)		■計画策定 検討会(第3 回)	■ 教育委員 会報告·検討 (素案)		■議会報告 (素案)	■教育委員 会報告·検討 (最終案)		■議会報告 (最終案)
進捗												
実績	・全 ・指 ・教 ・す	田 <b>区学力向</b> _ 国学力・学習 導のポイン 育長から児童 みだスクー/	上新3か年計画 習状況調査の結 ト集作成会議の 竜・生徒へのメ レサポートティ ークシートの配	果収受 実施 ッセージ発信 ーチャーの派			• 墨	嵒田区学力向」 ])の開催		<b>î(第4次)」</b> 0 酊(第4次)策		<b>第</b> 2

※進捗 ○:順調、×:遅延、△:その他()

7墨企フ財第337号 令和7年8月1日

墨田区教育委員会 様

教育財産の取得について(通知)

令和7年3月28日付け6墨教庶第2296号により申出のあった標記の件につきまして、東京都から所有権移転登記が完了した旨の報告があったので通知します。

記

1 財産の表示

種別 土地

名称 八広小学校

所在 墨田区八広五丁目117番2 (地番)

地目 水道用地

地積 376.39㎡ (公簿376㎡)

2 取得日

令和7年7月1日

- 3 添付書類
- (1) 土地売買契約書(写)
- (2) 登記完了証(写)
- (3) 全部事項証明書(写)
- 4 その他

財産台帳については、財務会計システム(公有財産管理機能)に登録済みです。

担当 ファシリティマネジメント担当財産管理課 内線3755

# 土地壳買契約書

買主 墨田区 を甲とし、売主 東京都 を乙とし、甲乙間において、次の条項により、土地売買契約 を締結する。

### (売買物件及び売買価額)

第1条 乙は、その所有する次に掲げる土地(以下「この土地」という。)を、金90,428,830円をもって 甲に売り渡す。

所 在	地 番	地目	地 積(㎡)		
り 1土	地 笛	地 日	公簿	実測	
墨田区八広五丁目	117番2	水道用地	3 7 6	376.39	

2 甲は、前項に定める地積(実測)を契約対象地積とすることを了承し、物件引渡し後の測量、その他による地積との間に相違があっても、売買価額の減額請求及びその他名目での支払請求を行わないものとする。

#### (代金の納付)

第2条 甲は、前条第1項の代金を乙の発行する納付書により、納付書記載の納期限までに、その指定する場所において納付しなければならない。

#### (所有権の移転及び物件の引渡し)

- 第3条 この土地の所有権は、甲が第1条第1項の代金の納付を完了したときに、乙から甲に移転するものとする。 /
- 2 この土地は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、甲に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

#### (所有権の移転登記)

- 第4条 甲は、前条第1項の規定によりこの土地の所有権が移転した後、速やかに乙に対し所有権の移転登記を請求するものとし、乙は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。
- 2 前項の所有権の移転登記は、公簿地積によるものとする。

### (契約不適合責任)

第5条 甲は、この土地の品質が契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であることが判明したときは、引渡しの日から2年以内に、かつ甲が契約不適合を知ってから1年以内に、書面により通知した場合に限り、売買価格を限度とした修補若しくは損害賠償又は契約解除の協議を乙に対して求めることができる。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合、甲の責めに帰すべき事由による場合、契約締結時に甲が契約不適合を知っていた場合又は甲が間接損害若しくは予見すべき特別の事情による損害を受けた場合は、この限りでない。

#### (契約の解除)

- 第6条 乙は、甲が第2条の規定に違反した場合は、催告をしないで、この契約を解除することができる。
- 2 乙は、前項に規定する場合を除くほか、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告の上、この契約を解除することができる。

### (原状回復)

- 第7条 甲は、前条の規定により契約を解除された場合においては、乙の指定する期日までに、自己の責任と負担で、この土地を原状に回復して乙に返還しなければならない。ただし、乙がこの土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。
- 2 甲は、前項のただし書きの場合において、この土地が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を乙に納付しなければならない。また、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を乙に納付しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの土地を乙に返還するときは、乙の指定する期日までに、この土地の所有権移転登記の承諾書その他必要な書類を乙に提出しなければならない。

#### (返還金等)

- 第8条 乙は、第6条の規定により契約を解除したときは、前条第1項の土地の返還及びこの土地の所有 権移転登記を確認後、甲が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 2 乙は、第6条の規定により契約を解除したときは、甲が納付した違約金及び甲がこの土地に対して支出した必要費、有益費その他一切の費用は、償還しない。

#### (損害賠償)

第9条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求 することができる。

### (返還金の相殺)

第 10 条 乙は、この契約の規定により売買代金を返還する場合において、甲が乙に納付すべき債務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

#### (契約の費用)

第11条 この契約の締結に要する費用は、甲の負担とする。

### (管轄裁判所)

第 12 条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、乙の事務所の所在地を管轄する 地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

#### (疑義の決定等)

第13条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、 甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

己の責

が 野僧と う責めに さければ

地の所

の所有 ない。 して支

を請求

務があ

轄する

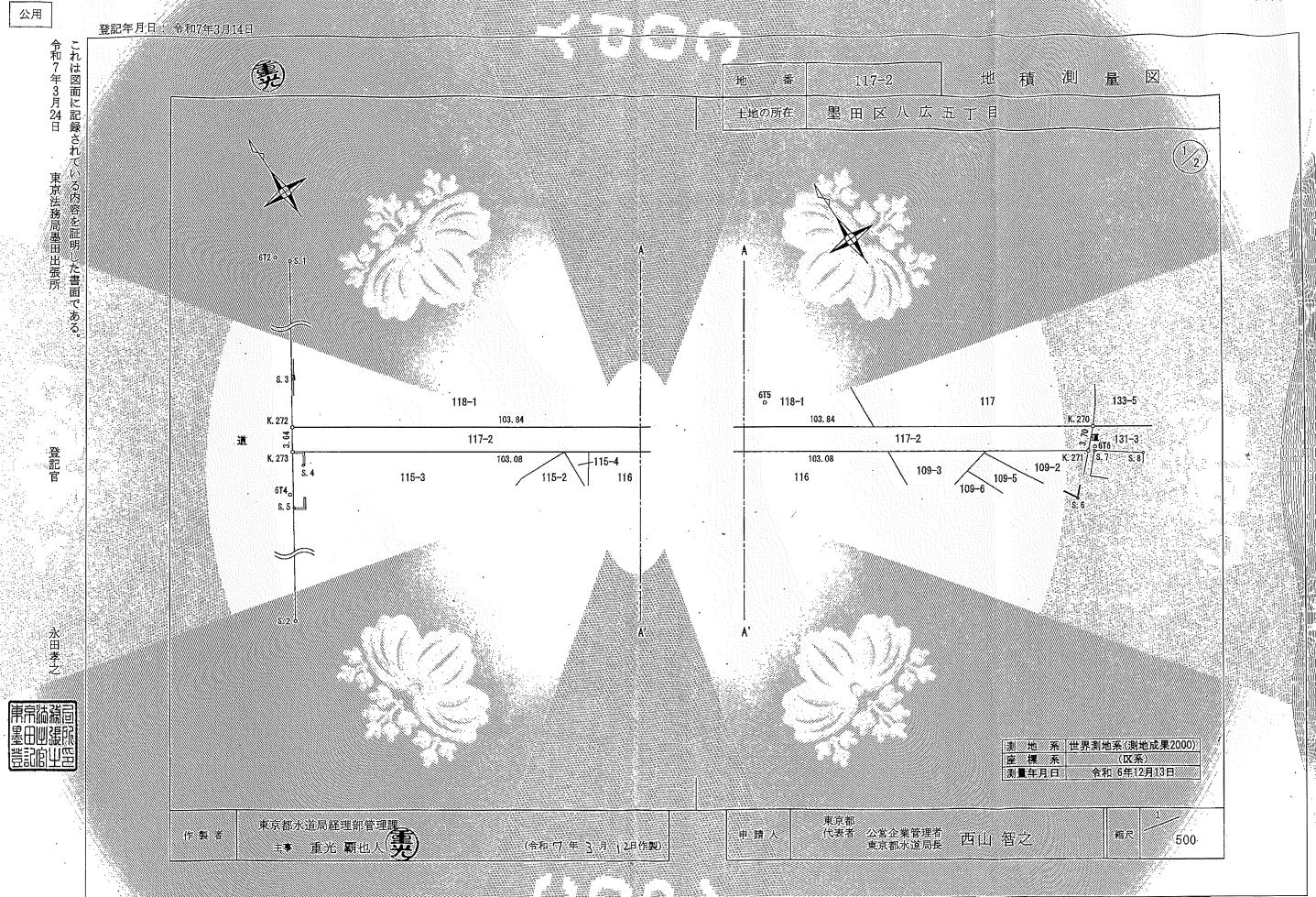
いては、

令和 7年 6月12日

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号甲 墨田区 区長 山本 字

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 乙 東京都 代表者 公営企業管理者 東京都水道局長 山 口





(1/2)

請求番号:2-2

公用

東京法務局墨田出張所

登記官

永田孝之

令和7年3月24日 東京法務局墨田出張所これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

雾

地 番 117-2 積 測 地 量 図 墨田区八広五丁目 土地の所在

EE1205-07

6T3

測地系

座標系

IX.

求 積 表

		地積	376, 39 m	र
		面""積	376, 3951000	The state of the s
		""倍////面///積///	752, 790200	This constants the production the constant the constant the constant the constant the constant the constant the constant the constant the constant t
€K. 270	-30338.//1/09	611/644	-37191.013420	石標上ペンキ
K. 271	30340//729	-614.261	33867. 280235	区鋲
K. 273	/////// <del>//////////////////////////////</del>	///////////////////////////////////////	42541. 731810	石標上ペンキ
<b>4K./272//////</b>	///////////////////////////////////////	//////////////////////////////////////	-38465. 208425	石標上ペンキ
///測///// / / / / / / / / / / / / / / /	/////////Xn///////////////////////////	/////// Yn / ///	(Xn+1-Xn-1) Yn	備考
///地////番///	11/1/2/////////////////////////////////	Hadh W.A. A		"a prilita de la manda de la manda de la composición por como de la composición del composición de la composición del composición de la composición del composición del composición de la composición del composición del composició
manual and and and		111 199 1977 115 5	The state of the s	ett as degenetetetetetetetetetetetetetetetetetet

	masaanan a za manan anan		SW SW STAIL IN THE LAND	the same than a man
<b>4K%272///////</b>	///////#30279//924	//////////////////////////////////////	-38465. 208425	石標上ペンキ
K. 273"	///////////////////////////////////////	///////////////////////////////////////	42541. 731810	石標上ペンキ
K. 271	30340//729	<b>/////////////////////////////////////</b>	33867. 280235	区鉄
<b>⁵K. 27</b> 0	-30338.//1/09	<b>/////////////////////////////////////</b>	-37191.013420	石標上ペンキ
į.		""陪///面///積//	752, 790200	"Minimumania" disappropria
		面""積	376. 3951000	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O
		地積	376, 39	mi
•				

		/M /A A	12
点名	X座標	Y座標	備考
S. 1	-30229.057	-664. 503	計算点
S. 2	-30314, 892 <sub></sub>	<u> −720, 444</u>	計算点
S. 3	-30274//1/19///	<b>−693, 538</b>	採水口パネル角
S. 4	<del>                                </del>	—699 <b>. 4</b> 37	コンクリート塀角 🏬
S. 5	#30289,\950	-704. 079	コンクリート塀角
\\\\S.\\6\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	30345.\\701\\\	-619.501	万年塀角
\\\S.\\7\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	30341.\226	613, 511	建物角
<u>                                     </u>	30345. 655	<i>√</i>	建物角

	世界測地系(測地成果2000)
座《標》系	(区系)
測量年月日	令和 6年12月13日

作製者

東京都水道局経理部管理課 生事 重光 覇也人

(令和 77 年 3 月 / 24作製)

申請人 西山 智之

115-2

座標変換 点

無多

無

EE1205-07

EE1/205#08/

EE1205-09/

////6T/2////

614/

%6T5%

// 6T6/

44,6T8//

6T7 m/

///,6,T,3//

測量の基準

既知点

墨田区地籍多角点

墨田区地籍多角点

墨田区地籍多角点

縮尺

基準点網図 縮尺1:1200

令和6年9月測量

52, 521

区鉄

//区鋲

備考

TS測量

TS測量

TS測量

TS測量

TS測量

TS測量

TS測量

/TS測量/

///TS測量//

TS測量

多角点の名称及び産業

Y座標

-639.095

-605, 923

-570.138

-665. 998

**#683**. 652

/-703//479

**%650**%083

/-613/.098

568/936

**#567//147** 

X座標

-30228.839

\_30263.572

<del>////</del>30301.,001

///3022/7///388

/-30257//893

///30287//983

//30307//772

//30340/805

//-30369//234

//30333/966

請求番号:2-2

(2/2)

# 登記完了証(書面申請)

次の登記申請に基づく登記が完了したことを通知します。

登記の年月日不動産	土地	不動産番号 0106000136466 墨田区八広五丁目117番2 永道用地
登記の目的	所有権移転	
申請受付番号	第36167号	
申請受付年月日	令和7年7月2日	

- (注) 1 「登記の目的」欄に表示されている内容は、「不動産」欄の最初に表示されている不動産に記録された登記の目的です(権利に関する登記の場合に限ります。)。
  - 2 「登記の年月日」欄は、表示に関する登記が完了した場合に記録されます。
  - 3 「不動産」欄に表示されている不動産のうち、下線のあるものは、登記記録が閉鎖されたことを示す ものです。
  - 4 この登記完了証は、登記識別情報を通知するものではありません。

以上

令和7年7月14日 東京法務局墨田出張所 登記官

加倉井栄雄



全部事項証明書

(土地)

CHECHICAL									
表題部	(土地の表示)		調製	平成11年2	月10日	3	不動産番号	01060001364	6 6
地図番号 🗽 🗈		筆界特定	全 余	白					
所 在 墨田区八瓜	<b>发五丁目</b>					余	白		
① 地 番	②地 目	3	地	. 積	m²		原因及びる	その日付〔登記の日付〕	
117番2	水道用地			3	3 0	余	白		
(余百)	(余 白)			374	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	番		25番2、125番3、1 5、125番6を合筆 月27日J	2 5
[余 白]	余白	余白			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	のり	和63年法務名 規定により移記 成11年2月		2項
余白	余 白			3 7 6	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		譜誤 令和7年3月	1 4日]	

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	昭和62年5月27日 第29182号	所有者 東 京 都 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年2月10日
2	所有権移転	令和7年7月2日 第36167号	原因 令和7年7月1日売買 所有者 東 京 都 墨 田 区



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はな い。

令和7年7月31日

東京法務局墨田出張所

登記官

加

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、 登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D13665 (-1/1)

